# 伊東市立養護老人ホームＬＥＤ照明設備賃貸借業務に関する契約書（案）

伊東市（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、乙所有に係る下記契約要綱記載のＬＥＤ照明設備の賃貸借業務（機器更新及び設置工事含む。）に関し、次の契約要綱及び契約条項によって契約を締結する。

## 契　約　要　綱

１　件　　名　　伊東市立養護老人ホームＬＥＤ照明設備賃貸借
（詳細は「伊東市立養護老人ホームＬＥＤ照明設備賃貸借契約仕様書」のとおり）

２　数　　量　　一式

３　契 約 期 間　　契約締結日から令和１９年２月２８日まで
なお、上記期間のうち、契約締結日から令和９年２月２８日までは工事期間とし、令和９年３月１日から令和１９年２月２８日まで（１２０か月間）は賃貸借期間とする。

４　賃　貸　料　　総額　　円（消費税及び地方消費税を含む。）
月額　　円　消費税及び地方消費税　　円
計　　円

５　契約保証金　　契約条項第５条に定める履行保証保険を付するものとする。

６　設 置 場 所　　伊東市高齢者福祉課指定の場所（伊東市立養護老人ホーム内）

## 契　約　条　項

（契約の目的）

第１条　乙は、契約要綱記載の機器を指定する場所に設置（必要な更新工事を含む。）し、甲に契約要綱記載の賃貸借期間中賃貸することを約し、甲は当該機器を賃借し、契約要綱記載の賃貸料を支払うことを約定する。

（所有権）

第２条　機器の所有権は乙に帰属する。

（善管義務）

第３条　甲は、機器を本来の用法に従い、その通常の業務のため善良な管理者の注意をもって使用する。

２　乙は、機器に乙所定の様式により乙の所有に属する旨の標識を付すものとし、甲は機器をいかなる場合においても他の権利の目的物として使用することはできない。

（賃貸料の額等）

第４条　機器の賃貸料は、保守料を含め契約要綱記載の金額とする。

２　乙は、毎月の賃貸料を当該使用月の翌月の初めに請求し、甲は乙から適法な請求書を受理した日から３０日以内に当該賃貸料を支払うものとする。

３　甲は、その責めに帰すべき理由により前項の期間内に賃貸料を支払わないときは、乙に対し、支払金額に年３．０％の割合を乗じて得た金額を遅延利息として支払うものとする。ただし、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改定された場合は、当該改正後の率とする。

４　照明設備に係る賃貸料は、それぞれの賃貸借期間に応じて支払うものとし、各機器の賃貸借期間満了後は、当該機器に係る賃貸料の支払いは終了する。

（契約の保証）

第５条　乙は、本契約に係る機器の設置及び更新工事の履行を担保するため、当該工事を施工する者に、自己の負担により、次の各号の一に掲げる保証（以下「履行保証保険」という。）を付させなければならない。

⑴　当該工事に係る債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証

⑵　当該工事の不履行により生じる損害金の支払を保証する保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証（契約保証特約付したものに限る。）

⑶　当該工事に係る債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

⑷　当該工事に係る債務の不履行により生じる損害を填補する履行保証保険契約の締結による保証

２　前項の履行保証保険契約の保険金額は、契約要綱第４項に定める賃貸料総額の１００分の１０以上とする。

３　乙は、前項の保証に係る証券等の写しを甲に提出しなければならない。

４　履行保証保険の保険期間は、機器の設置及び更新工事の完了までの期間とする。

５　乙は、施工業者が第１項の保証に係る義務を適切に履行するよう必要な措置を講じなければならない。

６　施工業者が工事に係る義務を履行しない場合において、甲が当該履行保証保険契約等に基づく保険金又は保証金の支払を受けることができるよう、乙は必要な措置を講じなければならない。

７　履行保証保険契約において、保険金の請求権者は甲とする。

（損害賠償）

第６条　甲は、その責めに帰すべき事由により機器を滅失し、又は破損したときは、乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、通常の使用による故障、破損、経年劣化その他これらに類するものについては、この限りでない。

（立入権及び秘密保持）

第７条　乙は、機器の管理及び保守のため設置場所に立ち入る場合は、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

（契約の解除等）

第８条　甲又は乙は、相手方が契約に違反した場合は、この契約を解除することができる。

２　この契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定による長期継続契約であるため、翌年度以降において歳入歳出予算に減額又は削除があった場合は、甲は契約を変更又は解除することができる。

（権利義務の譲渡禁止）

第９条　乙は、この契約から生じる権利義務を第三者に譲渡してはならない。

（物件の譲渡）

第１０条　乙は、それぞれの機器の賃貸借期間満了後、当該機器を無償で甲に譲渡するものとする。

２　前項の規定により譲渡された機器の所有権は、それぞれの賃貸借期間満了時に乙から甲に移転するものとする。

（中途解約の制限）

第１１条　本契約は、第８条及び次条に規定する場合を除き、契約期間中に解約することができない。

（暴力団の排除）

第１２条　乙は、この契約による業務を処理するに当たり、暴力団の排除のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

（契約外事項）

第１３条　この契約に定めのない事項は、甲乙協議して定める。

上記の契約の成立を証するため、この契約書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和　　年　　月　　日

甲　静岡県伊東市大原二丁目１番１号

伊東市長　　杉本　憲也

乙

別添

暴力団の排除に係る特記事項

（確約事項）

第１条　乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

⑴　自らが、次のいずれかに該当する者（以下「暴力団関係者」という。）でないこと。

ア　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められる者

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ　役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

⑵　暴力団関係者に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。

（不当介入を受けた場合の措置）

第２条　乙は、乙又は乙が本契約に関連して締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下この条において「関連契約」という。）及び当該関連契約が下請又は再委託の契約であって、それが数次にわたる場合には、乙が締結したものにかかわらず、その全てを含む契約（以下これらの契約を「関連契約等」という。）の相手方が、暴力団関係者から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は関連契約等の相手方をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行い、甲にその旨を文書で報告しなければならない。

（事業契約の解除）

第３条　甲は、乙が前２条の規定に違反することが判明した場合は、何ら催告することなく、本契約を解除することができる。

２　甲は、乙の関連契約等の相手方が暴力団関係者であると判明した場合は、乙に対し、当該関連契約等の解除その他の必要な措置を講じるよう求めることができる。

３　甲は、乙が前項の規定による求めに対し、正当な理由がなくこれに応じない場合は、本契約を解除することができる。

４　甲が本条の規定により本契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じた場合は、乙はその損害を賠償するものとする。